



付せん貼付欄

		保存	5年	分類記号	
文書記号番号	第 号		施行予定	令和 5年 4月 3日	
回付上・施行上の注意 至急 内容は、令和4年度と同様です。			施行	令和 5年 4月 3日	
			決裁	令和 5年 4月 3日	
			起案	令和 5年 4月 3日	
先方の文書	令和 年 月 日		收受	令和 年 月 日	
宛先			起案部局	市民部	公印照合 押 印
			地域改善対策室		
発信者 市長名 副市長名 部長名 課長名 その他 市 部 課			起案者職氏名 主任 山田 耕太 (印)		電話 2430
件名 令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付要項について					
このことについて、別紙(案)のとおり 補助金交付要項を制定してよろしいか伺います。					
決裁権者		審 議			審 査
五十嵐 立青		審 議 松本 玲子	審 議 大久保 克巳	審 議 池畑 浩	審 議 美野本 玲子
		審 議 岡田 健一			
合議又は供覧					文書主任 法令 文書管理主任 山田 耕太
財務部 合 議 大越 勝之	財務部 合 議 飯島 正志	財政課 合 議 森田 信道	財政課 供 覧 櫻井 篤史	財政課 供 覧 松本 明日香	仕上り希望 月 日 タイプ 消 打 ち 原 紙 ワード 例文登録 有 () 無 例文登録 要・否 プロセッサ その他 書 浄書受付 浄 書 浄書照合
発 送					発 送 普通 書留 速達 小包 便送 月 日

備 考 ・ 希 望 ・ 意 見 等 記 入 欄	記載者職氏名印
<p>起案理由：令和5年度地域改善対策事業（民間運動団体活動補助金）に係る補助金交付要項を整備する。（単年度要項）</p> <p>別紙：令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付要項（案） 補助金様式 （参考）つくば市補助金等交付適正化規則</p> <p>事業成果・効果：人権・同和問題の早期解決に寄与（行政補完）</p> <p>予算措置：令和5年度当初予算計上</p>	<p>地域改善対策室 主任 山田 耕太</p>
<p>03-01-07-11-18-02 4,150千円 （令和4年度予算 4,150千円・・・実績 4,100千円）</p> <p>根拠法令等：なし</p> <p>その他必要な事項：この要項は内規であり、不適合等があれば、見直し・修正を定期的に行っています。 当該補助金については、平成21年度に補助基準額の見直しを行い、平成22年度から平成24年度までの3年間、激変緩和措置として段階的是正を行ってきました。</p>	
<p>平成24年度には、法務課担当との協議により、市補助金等交付適正化規則との関連付けを徹底し、要項（様式含）を刷新しています。</p> <p>直近では、平成30年度に交付方法として概算払いを明記しています。（今年度も踏襲）</p> <p>第1ガイド：地域改善対策室共通</p> <p>第2ガイド：補助金共通</p>	
<p>フォルダ：補助金交付要項（R5）</p>	

令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付要項

(趣旨)

第1条 つくば市民間運動団体活動補助金(以下「補助金」という。)の交付については、つくば市補助金等交付適正化規則(昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助金の交付の目的)

第2条 補助金は、人権・同和問題に関する民間運動団体で次条に定めるものが実施する人権・同和問題の解決を図るための啓発活動等の事業に対して交付することにより、市民の生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる民間運動団体は、茨城県が対応団体と認定している民間運動団体の次に掲げる市内支部とする。

- (1) 茨城県地域人権運動連合会つくば支部
- (2) 部落解放愛する会茨城県連合会つくば支部
- (3) 全日本同和会茨城県連合会谷田部支部
- (4) 全日本同和会茨城県連合会桜支部

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、第2条の事業に要する経費のうち、講師謝礼、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、保険料、負担金、使用料、賃借料、租税公課費(自動車税に限る。)その他当該事業の実施のために社会通念上必要と認められる経費とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費総額の70%以内とし、予算の範囲内で市長が定める額を上限とする。

2 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の補助金の交付申請は、令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第4条第1項の所定の期日(申請期限)は、5月31日とする。

(補助金の交付決定)

第7条 規則第7条の補助金の交付決定通知は、令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(補助金の交付条件)

第8条 補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更(補助対象経費総額の30パーセント以内の増減を除く。)をしようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助対象事業が予定の期間に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助対象事業は、令和5年度の事業とし、3月31日までに完了しなければならないこと。
- (5) 市長がこの補助対象事業について、報告を求め、又はつくば市職員をして、帳簿、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならないこと。
- (6) 補助金に係る実績報告書を、補助対象事業が完了した日から起算して20日以内、若しくは3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならないこと。

(7) 市長は、次のいずれかに該当したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができること。

ア 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金交付の条件に違反したとき。

(8) 前号の場合において既に交付した補助金があるときは、それを返還しなければならないこと。

(補助対象事業の変更等)

第9条 規則第12条の2の補助対象事業に要する経費の配分、補助対象事業の内容の変更又は補助対象事業の中止若しくは廃止の承認の申請は、令和5年度つくば市民間運動団体活動補助事業変更等承認申請書(様式第3号)により行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の補助対象事業の実績報告は、令和5年度つくば市民間運動団体活動補助事業実績報告書(様式第4号)により行うものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の補助金の額の確定は、令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付額確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 補助金の交付は、概算払によるものとする。

(補助金の交付の請求)

第13条 規則第15条の2第2項の補助金の交付の請求は、令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付請求書(様式第6号)により行うものとする。

(補助金の経理等)

第14条 民間運動団体に対し補助事業に係る帳簿その他証拠書類を整理し、当該年度終了後5年間保存させるものとする。

附 則

この要項は、令和5年4月3日から施行する。

別表

令和5年度 つくば市民間運動団体活動補助金

予算の範囲内で市長が定める額は、次のとおりとする。

・茨城県地域人権運動連合会つくば支部	200,000 円
・部落解放愛する会茨城県連合会つくば支部	2,150,000 円
・全日本同和会茨城県連合会谷田部支部	900,000 円
・全日本同和会茨城県連合会桜支部	900,000 円
計	4,150,000 円

様式第1号(第6条関係)

令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付申請書

年 月 日

つくば市長

宛て

申請者 団体名
代表者氏名
郵便番号
住 所
電話番号

補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

補助事業の名称	
補助対象経費総額	円
補助金交付申請額	円
補助事業の期間(予定)	開始 年 月 日 完了 年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 前年度の収支決算書

様式第2号(第7条関係)

令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

つくば市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

補助事業の名称	
補助対象経費総額	円
交付決定額	円
交付条件	

様式第3号 (第9条関係)

令和5年度つくば市民間運動団体活動補助事業変更等承認申請書

年 月 日

つくば市長

宛て

申請者 団体名
代表者氏名
郵便番号
住所
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた補助事業を、
次のとおり変更・中止・廃止したいので申請します。

補助事業の名称	
変更・中止・廃止 の理由	
変更・中止・廃止 年月日	年 月 日
(変更の場合) 変更事項	(変更前)
	(変更後)
添付書類	

様式第4号(第10条関係)

令和5年度つくば市民間運動団体活動補助事業実績報告書

年 月 日

つくば市長

宛て

申請者 団体名
代表者氏名
郵便番号
住 所
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた補助事業の実施
状況を、次のとおり報告します。

補助事業の名称			
開始年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
交付決定額	円		
補助対象経費精算額	円		
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業実績書 <input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 市補助金概算払い精算書		

様式第5号（第11条関係）

令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付額確定通知書

第 年 月 日 号

様

つくば市長

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

補助事業の名称	
補助対象経費精算額	円
交付確定額	円

様式第6号 (第13条関係)

令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付請求書

年 月 日

つくば市長

宛て

申請者 団体名
代表者氏名
郵便番号
住 所
電話番号

印

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた補助金の交付を、次のとおり請求します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
交付請求額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 補助金交付決定通知書の写し

振込先

フリガナ		
口座名義		
金融機関名	銀行	支店
口座種別・番号	普通・当座	No.,

〇つくば市補助金等交付適正化規則

昭和62年11月30日

規則第15号

改正 平成9年7月4日規則第48号 平成14年10月31日規則第58号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 補助金等の交付の申請及び決定（第4条—第9条）

第3章 補助事業等の遂行等（第10条—第15条の2）

第4章 補助金等の返還等（第16条—第19条）

第5章 雑則（第20条・第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他の補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「補助金等」とは、つくば市がつくば市以外の者（個人、法人及びその他の団体をいう。以下同じ。）に対して交付する次に掲げるものをいう。

(1) 補助金

(2) 利子補給金

(3) その他相当の反対給付を受けないで交付する給付金で市長がこの規則を適用する必要があると認めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は

事業をいう。

- 3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行うものをいう。
- 4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) つくば市以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの
 - (2) 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第1号の給付金の交付又は同項第2号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行うものをいう。

(平9規則48・平14規則58・一部改正)

(関係者の責務)

第3条 市長は、つくば市の公益を増進し、かつ、行政の総合的見地から真に必要な場合においてのみ、法令、条例又は規則等（以下「法令等」という。）の定めるところに従い、合理的基準により補助事業等に要する経費を算出し、これを予算に計上するものとする。

- 2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が市民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、法令等の定め及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。
- 3 補助金等に係る予算の執行に当たっては、市長及びその他の関係職員は、補助金等が市民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が法令等及び予算に定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように常に努めなければならない。

(平9規則48・一部改正)

第2章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した補助金等交付申請書を所定の期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業に要する経費、経費の財源内訳及び経費の使用方法
- (4) 補助事業等の着手及び完了の予定日その他補助事業の遂行に関する計画
- (5) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- (6) その他市長の必要とする事項

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業等の事業計画書
- (2) 補助事業等の収支予算書
- (3) 前年度から引き続く補助事業等にあつては、前年度の収支決算書
- (4) 工事を伴う補助事業等にあつては、その実施設計書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(平9規則48・平14規則58・一部改正)

(補助金等の交付の決定)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があつた場合は、当該申請に係る事項等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令等及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であり、かつ、効果が期待できるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補

助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(平9規則48・一部改正)

(補助金等の交付)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、補助事業者等に対し、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、速やかに市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用に関する事項
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業等が予定の期間に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するために必要と認められる事項

2 市長は、補助事業等又は間接補助事業等の完了により当該補助事業者等又は間接補助事業者等に相当の収益が生じると認められるときは、期日を限り、補助金等の交付の目的に反しない限度において、補助事業者等に対し、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額をつくば市に納付すべき旨の条件を付することができる。

3 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前2項の規定により市長が条件を付したときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を付さなければならない。

(平9規則48・一部改正)

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合は、速やかに、その決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を補助金等交付決定通知書により補助金等の申請をした者に通知するものとする。

(平9規則48・平14規則58・一部改正)

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(平9規則48・一部改正)

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、次の各号の一に該当するときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2) 補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業者等又は間接補助事業者等が、補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができなくなったとき（補助事業者等又は間接補助事業者等

の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

- 2 市長は、前項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、当該事務又は事業に要する経費について補助金等を交付することができる。
- 3 第7条の規定は、第1項の取消し又は変更をした場合について準用する。この場合においては、取消し又は変更の理由を付するものとする。

(平9規則48・一部改正)

第3章 補助事業等の遂行等

(補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、法令等の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等を他の用途に使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)してはならない。

- 2 間接補助事業者等は、間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等を他の用途に使用(利子の軽減を目的とする第2条第4項第1号の給付金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあつては、その融通の目的に従って使用しないことにより、不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)してはならない。

(平9規則48・一部改正)

(状況報告)

第11条 補助事業者等は、市長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第12条 市長は、補助事業者が法令等又は補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命じることができる。

2 市長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命じることができる。

(平9規則48・一部改正)

(申請内容の変更)

第12条の2 補助事業者は、第4条に規定する交付申請書及び添付書類の内容に変更(市長が認める軽微な変更を除く。)が生じたとき、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに補助事業等変更・中止・廃止申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(平14規則58・追加)

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業が完了したとき、又は第6条第1項第3号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、その完了した日から起算して20日以内に、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。補助事業等が当該年度に完了しない場合において、補助金等の交付の決定に係るつくば市の会計年度が終了したときも、同様とする。

2 前項後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以後の補助事業等の遂行に関する計画を付記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となった計画に比して変更がないときは、この限りでない。

(平9規則48・平14規則58・一部改正)

(補助金等の額の確定等)

第14条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受

けた場合においては、報告書等書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、必要に応じ当該補助事業者等に補助金等確定通知書により通知しなければならない。

(平14規則58・一部改正)

(是正のための措置)

第15条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命じることができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(交付の時期)

第15条の2 補助金の交付は、補助事業等の完了後とする。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業等の着手前又は完了前であっても、その一部又は全部を交付することができる。

2 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書により市長に請求しなければならない。

(平14規則58・追加)

第4章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第16条 市長は、補助事業者等が、補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の命令に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は

一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、間接補助事業者等が、間接補助金等を他の用途に適用し、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 4 第7条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(平9規則48・一部改正)

(補助金等の返還)

- 第17条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関する補助金等が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
 - 3 市長は、第1項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが、前条第3項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請に基づき、返還の期限を延長し、又は返還命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。
 - 4 補助事業者等は、前項の申請をしようとするときは、その内容を記載した書面に当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達するためにとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて行わなければならない。

(平9規則48・一部改正)

(加算金及び延滞金)

第18条 補助事業者等は、第16条第1項の規定又はその他の法令等の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金をつくば市に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとみなし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命じられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還が命じられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金をつくば市に納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命じられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額による。

6 市長は、第1項及び第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者等の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

7 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合においては、その理由を記載した申請書に当該補助金等の返還を遅延させないためにとった措置及び当該加算

金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(平9規則48・一部改正)

(他の補助金等の一時停止等)

第19条 市長は、補助事業者等が、補助金等の返還を命じられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺することができる。

(平9規則48・一部改正)

第5章 雑則

(財産処分の制限)

第20条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号の一に該当するものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額（加算金又は延滞金を納付しなければならない場合には、それらの額を含む。）をつくば市に納付した場合又は市長が補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過した場合その他市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの
- (3) その他市長の定めるもの

(平9規則48・一部改正)

(立入調査等)

第21条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関

係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 補助事業者等は、間接補助金等の交付の決定をするに当たっては、市長が必要に応じて間接補助事業者等に対して報告をさせ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に対して質問させることがある旨の条件を付するものとする。
- 4 第1項の規定による権限は、犯罪の捜査のために認められたものと解してはならない。

(平9規則48・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年規則第58号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に現に茎崎町単独町費補助金等交付規則(昭和60年茎崎町規則第13号)の規定に基づいて交付の決定を受けている補助金等の変更、実績報告、請求、決定の取消し及び返還については、なお従前の例による。

※ この用紙は料金に含まれません。

以下の文書につきましては、内容が重複するため、省略します。

■ 令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付要項

※ 起案文「令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付要項について」
をご参照ください。

■ 令和5年度民間運動団体活動補助金交付に係る様式類

※ 起案文「令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付要項について」
をご参照ください。

■ つくば市補助金等交付適正化規則

※ 起案文「令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付要項について」
をご参照ください。



付せん貼付欄

保存		5年		分類記号	
文書記号番号	5 つくば 地改 第 4 ~ 7 号			施行予定	令和 5年 4月 10日
回付上・施行上の注意 公印省略				施行	令和 5年 4月 5日
				決裁	令和 5年 4月 5日
				起案	令和 5年 4月 5日
先方の文書	令和 年 月 日			収受	令和 年 月 日
宛先 部落解放愛する会茨城県連合会 つくば支部 支部長 XXXXXXXXXX 外3支部長様			起案部局	市民部	公印照合 押 印
			地域改善対策室		
			係		
			起案者職氏名 主任 山田 耕太 (印)		
発信者	市長名		電話	2430	
件名 令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金の交付申請について					
このことについて、別紙 のとおり 市内運動団体4支部長あて通知 してよろしいか伺います。					
決裁権者	審 議			審 査	
 大久保 克己 合議又は供覧	 審 議 池畑 浩  審 議 美野本 玲子  審 議 山田 健一			文書主任 法令 文書管理主任  山田 耕太	
	仕上り希望 月 日 タイプ 清 打 ち 原 紙 ワード 例文登録 プロセッサ 有 () 無 例文登録 要・否 その他		書 浄書受付 浄 書 浄書照合		発 送 発送種別 普通 書留 速達 小包 使送 発 送 月 日

備 考 ・ 希 望 ・ 意 見 等 記 入 欄	記載者職氏名印
<p>起案理由：令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付要項に基づいた申請について、各運動団体支部に通知するもの。</p> <p>別紙：各支部長宛通知（4支部） 令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付要項（様式含） つくば市補助金等交付適正化規則 民間運動団体活動補助金に係る留意事項 申立書（出納口座関連）</p> <p>事業成果・効果：人権・同和問題の早期解決に寄与する（行政補完）</p>	<p>地域改善対策室 主任 山田 耕太</p>
<p>予算措置：03-01-07-11-18-02-41 当初予算計上 4,150千円 （R4年度予算額 4,150千円、R4年度実績額 4,100千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部落解放愛する会茨城県連合会つくば支部 2,150千円 ・茨城県地域人権運動連合会つくば支部 200千円 ・全日本同和会茨城県連合会谷田部支部 900千円 ・全日本同和会茨城県連合会桜支部 900千円 <p>根拠法令等：なし</p>	
<p>その他必要な事項：平成21年度の市長承認に基づき、平成22年度から平成24年度の3ヶ年で段階的に補助金額（基準額）の見直しを実施した。 平成24年度に人権連つくば支部が自主的に100千円を減額して現在の額となっている。</p> <p>第1ガイド：地域改善対策室共通</p> <p>第2ガイド：補助金共通</p> <p>フォルダ：補助金交付要項通知</p>	

5 つくば地改第4号
令和5年(2023年)4月5日

部落解放愛する会茨城県連合会
つくば支部長 [REDACTED] 様

つくば市長 五十嵐立青
(公印省略)

令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金の交付申請について

このことについて、つくば市補助金等交付適正化規則第4条の規定に基づき、
下記により交付申請書の提出をお願いします。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 提出書類 | ① 様式第1号 民間運動団体活動補助金交付申請書
② 事業計画書
③ 収支予算書
④ 前年度の収支決算書
⑤ 様式第6号 補助金交付請求書 |
| 2 申請額 | 2,150,000円 以内 |
| 3 提出部数 | 1部 |
| 4 提出先 | 市民部 市民協働課 地域改善対策室 |
| 5 提出期限 | 令和5年(2023年)5月31日 |
| 6 送付書類 | 令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付要項(様式
含)及び つくば市補助金等交付適正化規則 |

担当 市民部 市民協働課
地域改善対策室 山田
電話 029-883-1111 内2430

5 つくば地改第5号
令和5年(2023年)4月5日

茨城県地域人権運動連合会
つくば支部長 [REDACTED] 様

つくば市長 五十嵐立青
(公印省略)

令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金の交付申請について

このことについて、つくば市補助金等交付適正化規則第4条の規定に基づき、
下記により交付申請書の提出をお願いします。

記

- 1 提出書類
 - ① 様式第1号 民間運動団体活動補助金交付申請書
 - ② 事業計画書
 - ③ 収支予算書
 - ④ 前年度の収支決算書
 - ⑤ 様式第6号 補助金交付請求書
- 2 申請額 200,000円 以内
- 3 提出部数 1部
- 4 提出先 市民部 市民協働課 地域改善対策室
- 5 提出期限 令和5年(2023年)5月31日
- 6 送付書類 令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付要項(様式含)及びつくば市補助金等交付適正化規則

担当 市民部 市民協働課
地域改善対策室 山田
電話 029-883-1111 内 2430

5 つくば地改第6号
令和5年(2023年)4月5日

全日本同和会茨城県連合会
谷田部支部長 [REDACTED] 様

つくば市長 五十嵐立青
(公印省略)

令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金の交付申請について

このことについて、つくば市補助金等交付適正化規則第4条の規定に基づき、
下記により交付申請書の提出をお願いします。

記

- 提出書類 ① 様式第1号 民間運動団体活動補助金交付申請書
② 事業計画書
③ 収支予算書
④ 前年度の収支決算書
⑤ 様式第6号 補助金交付請求書
- 申請額 900,000円 以内
- 提出部数 1部
- 提出先 市民部 市民協働課 地域改善対策室
- 提出期限 令和5年(2023年)5月31日
- 送付書類 令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付要項(様式含)及びつくば市補助金等交付適正化規則

担当 市民部 市民協働課
地域改善対策室 山田
電話 029-883-1111 内2430

5 つくば地改第7号
令和5年(2023年)4月5日

全日本同和会茨城県連合会
桜支部長 [REDACTED] 様

つくば市長 五十嵐立青
(公印省略)

令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金の交付申請について

このことについて、つくば市補助金等交付適正化規則第4条の規定に基づき、
下記により交付申請書の提出をお願いします。

記

- 提出書類 ① 様式第1号 民間運動団体活動補助金交付申請書
② 事業計画書
③ 収支予算書
④ 前年度の収支決算書
⑤ 様式第6号 補助金交付請求書
- 申請額 900,000円 以内
- 提出部数 1部
- 提出先 市民部 市民協働課 地域改善対策室
- 提出期限 令和5年(2023年)5月31日
- 送付書類 令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付要項(様式
含)及びつくば市補助金等交付適正化規則

担当 市民部 市民協働課
地域改善対策室 山田
電話 029-883-1111 内 2430

民間運動団体活動補助金に係る留意事項

補助金の原資は税金であることから、効率性を高め、使途を明確にして適正な執行に努めなければなりません。

1. つくば市補助金等交付適正化規則及び民間運動団体活動補助金交付要項に基づき、その都度必要な手続き（関係書類の作成及び提出）をして下さい。

2. 補助事業に係る諸帳簿類の整備をお願いします。

特に、支出の内訳を明確にするため、請求書、請求内訳書、領収書は必ず保管して下さい。関係書類は事業終了後5年間の保管が義務づけられています。

なお、市の監査等において、関係書類の提示を求められる場合がありますので大切に保管して下さい。

3. 事業費補助が原則であり、日常的な運営に関する経費（食糧費・備品購入費・慶弔費・家賃等）は補助対象外となります。

4. 決算時において余剰金が生じた場合は、市に返還していただくことになります。

5. 補助金の出納は、個人名義ではなく団体名義の通帳とし、記録を残して下さい。

6. 団体事務の行政部局への委任は禁止されています。

◇ 補助事業の期間は、補助対象事業(補助金を充当する事業)の実施期間です。4月1日から3月31日までとは限りません。

【例】5月10日に補助事業を開始(着手)し、3月15日に完了の場合



※交付申請5月10日以前(5/10までに)

実績報告書

申 立 書

金融機関(支店)名	
口座名義人	
口座番号	普通・当座 No.

上記口座は、つくば市民間運動団体活動補助金に係る団体(支部)専用口座に間違いありません。

年 月 日

つくば市長 五十嵐 立青 様

申立者 団体名

氏名

住所

電話番号



付せん貼付欄

		保存	5年	分類記号	
文書記号番号	5 つくば 地改 第 8 号	施行予定	令和 5年 4月 10日		
回付上・施行上の注意 書面決裁方式の理由:ア(第1号該当)		施行	令和 5年 4月 10日		
		決裁	令和 5年 4月 6日		
		起案	令和 5年 4月 6日		
先方の文書	令和 年 月 日	收受	令和 年 月 日		
宛先 全日本同和会茨城県連合会 桜支部 支部長 XXXXXXXXXX 様		起案部局	市民部	公印照合	押印
		地域改善対策室			
発信者 市長名		起案者職氏名 主任 山田 耕太	係		
		電話			
件名 (全日本桜) 令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金の交付決定について					
このことについて、別紙 のとおり 補助額を決定し、通知 してよろしいか伺います。					
決裁権者	審 議		審 査		
 次長 池畑 博	審 議 課長 美野本 玲子	 審 議 室長 岡田 健一	文書主任 法令 文書管理主任 山田 耕太		
	合議又は供覧		仕上り希望 月 日		
		タイプ		清 打 ち 原 紙	
		ワード プロセッサ		例文登録 有 () 無 例文登録 要・否	
		その他			
		浄書受付	浄書	浄書照合	
		発送種別 普通 審留 速達 小包 使送		発 送 月 日	

備考・希望・意見等記入欄	記載者職氏名印
<p>起案理由：つくば市補助金等交付適正化規則第7条の規定による</p> <p>別紙：令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付決定通知書 令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付申請書（団体より）</p> <p>事業成果・効果：同和問題の早期解決に寄与（行政補完）</p> <p>予算措置：当初予算計上 03-01-07-11-18-02-41. 4,150千円</p> <p>根拠法令等：つくば市補助金等交付適正化規則</p>	<p>地域改善対策室 主任 山田 耕太 </p>
<p>令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付要項</p> <p>その他必要な事項：特になし</p> <p>第1ガイド：地域改善対策室共通</p> <p>第2ガイド：補助金共通</p> <p>フォルダ：市補助金申請・交付決定</p>	

様式第2号（第7条関係）

令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付決定通知書

5 つくば地改第8号
令和5年(2023年)4月6日

全日本同和会茨城県連合会
桜支部
支部長

様

つくば市長 五十嵐立青

令和5年(2023年)4月6日付けで申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、通知します。

補助事業の名称	部落差別の解消のための啓蒙啓発事業
補助対象経費総額	1,750,000円
交付決定額	900,000円
交付条件 (1) 補助対象事業の内容の変更（補助対象経費総額の30パーセント以内の増減を除く。）をしようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。 (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 (3) 補助対象事業が予定の期間に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。 (4) 補助対象事業は、令和5年度の事業とし、3月31日までに完了しなければならない。 (5) 市長がこの補助対象事業について、報告を求め、又はつくば市職員をして、帳簿、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならない。 (6) 補助金に係る実績報告書を、補助対象事業が完了した日から起算して20日以内、若しくは3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。 (7) 市長は、次のいずれかに該当したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 ア 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。 イ 補助金を他の用途に使用したとき。 ウ 補助金交付の条件に違反したとき。 (8) 前号の場合において既に交付した補助金があるときは、それを返還しなければならない。	



令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付申請書

令和 5年 4月 6日

つくば市長 五十嵐 立青 様

申請者 団体名 全日本同和会茨城県連合会桜支部
氏名 支部長
郵便番号
住所
電話番号

補助金等の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

補助事業の名称	部落差別の解消のための啓蒙啓発事業
補助対象経費総額	1,750,000円
補助金交付申請額	900,000円
補助事業の期間(予定)	開始 令和5年4月19日 完了 令和6年3月20日
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 前年度の収支決算書

事業計画書

1, 事業の名称

部落差別の解消のための啓蒙啓発事業

2, 事業の目的及び効果

部落差別は解消されつつあるものの、今なお就職、結婚等、心理的差別は、根深く存在しています。

差別の解消を目指して、啓発活動を積極的に行い、学習会、研修に参加し、推進してまいります。

同和問題の解決は、国民的課題であり、行政の責務であります。

正しい理解を得て、部落の完全解放と、日本国憲法で保障されている基本的人権の確立をもって、差別のない社会を築き上げて行く。

3, 事業の内容及び活動計画等

- ・ 事業期間：令和5年4月19日から令和6年3月20日まで
- ・ 活動範囲：市内全域 ・ 市内の一部地域（桜・豊里・大穂地区）

事業活動の内容	未だ残る属地、属民の名誉を早く解消し、社会に啓蒙啓発運動を展開し、自らも積極的に研修会に参加し、又会員に対しては、学習会を開催し、会員の理解を深め、行政及び教育関係者とも理解を深めて更に協力しあい、当支部の啓蒙啓発運動を更に充実させて行く。	
	4月	茨城県連定例理事会
	5月	全国研修大会・桜支部総会
	6月	全国支部長級会議・県連執行部会議
	7月	全国青年部研修大会・定例理事会
	8月	茨城県連研修大会
	9月	茨城県連正副委員長会議
	10月	全国女性部研修大会・定例理事会
	11月	関東東北連研修大会・全国執行部会議
	12月	関東東北連合会連絡協議会
	1月	茨城県連正副委員長会議
	2月	全国合同研修大会・茨城県連執行部会議
	3月	全国正副委員長会議・茨城県連定例理事会

令和5年度 収 支 予 算 書

(収 入)

単位:円

区 分	5年度 予算額①	4年度 予算額②	比較増減 (①-②)	摘 要
会 費	79,000	79,000	0	
市補助金	900,000	900,000	0	
その他	778,000	778,000	0	支部長、会員、負担金、寄付金
合 計	1,750,000	1,757,000	△ 7,000	

(支 出)

単位:円

節 区 分	5年度 予算額①	4年度 予算額②	比較増減 (①-②)	補助金充当額	摘 要
旅 費	800,000	800,000	0	600,000	旅費、宿泊費
参加費 (負担金)	600,000	600,000	0	300,000	研修大会 支部研修等
消耗品費	15,000	15,000	0	0	事務用品他
負 担 金	150,000	150,000	0	0	県連負担金
燃 料 費	100,000	100,000	0	0	ガソリン、灯油
印刷製本費	20,000	20,000	0	0	コピー、名刺
光 熱 費	15,000	12,000	3000	0	電気、ガス
通信運搬費	50,000	60,000	△ 10000	0	郵便、切手、電話
合 計	1,750,000	1,757,000	△ 7000	900,000	

令和4年度 収支決算書

(収入)

単位:円

区 分	予算額 ①	決算額 ②	増減(②-①)	摘 要
会 費	79,000	79,000	0	
市補助金	900,000	900,000	0	
その他	778,000	785,700	7,700	支部長、会員、負担金、寄付金
合 計	1,757,000	1,764,700	7,700	

(支出)

単位:円

節 区分	予算額 ①	決算額 ②	増減(②-①)	補助金充当額	摘 要																		
旅 費	800,000	807,700	7,700	500,000	旅 費 807,700																		
参加費 (負担金)	600,000	625,000	25,000	400,000	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">全国大会</td> <td style="text-align: right;">50,000</td> </tr> <tr> <td>青年部研修大会</td> <td style="text-align: right;">50,000</td> </tr> <tr> <td>茨城県連研修大会</td> <td style="text-align: right;">100,000</td> </tr> <tr> <td>女性部研修大会</td> <td style="text-align: right;">25,000</td> </tr> <tr> <td>中部地区連研修大会</td> <td style="text-align: right;">25,000</td> </tr> <tr> <td>関東東北連研修大会</td> <td style="text-align: right;">100,000</td> </tr> <tr> <td>近畿地区連研修大会</td> <td style="text-align: right;">25,000</td> </tr> <tr> <td>全国合同研修大会</td> <td style="text-align: right;">50,000</td> </tr> <tr> <td>支部研修会等</td> <td style="text-align: right;">200,000</td> </tr> </table>	全国大会	50,000	青年部研修大会	50,000	茨城県連研修大会	100,000	女性部研修大会	25,000	中部地区連研修大会	25,000	関東東北連研修大会	100,000	近畿地区連研修大会	25,000	全国合同研修大会	50,000	支部研修会等	200,000
全国大会	50,000																						
青年部研修大会	50,000																						
茨城県連研修大会	100,000																						
女性部研修大会	25,000																						
中部地区連研修大会	25,000																						
関東東北連研修大会	100,000																						
近畿地区連研修大会	25,000																						
全国合同研修大会	50,000																						
支部研修会等	200,000																						
消耗品費	15,000	0	△ 15,000	0	事務用品他																		
負 担 金	150,000	150,000	0	0	県連負担金																		
燃 料 費	100,000	100,000	0	0	ガソリン																		
印刷製本費	20,000	20,000	0	0	コピー、名刺																		
光 熱 費	12,000	12,000	0	0	電気、ガス																		
通信運搬費	60,000	50,000	△ 10,000	0	郵便、切手、電話																		
合 計	1,757,000	1,764,700	7,700	900,000																			



付せん貼付欄

保存		5年	分類記号	
文書記号番号	5 つくば 地改 第	9 号	施行予定	令和 5年 4月13日
回付上・施行上の注意 書面決裁方式の理由：ア（第1号該当）			施行	令和 5年 4月13日
			決裁	令和 5年 4月10日
			起案	令和 5年 4月10日
先方の文書	令和 年 月 日	收受	令和 年 月 日	
宛先 部落解放愛する会茨城県連合会 つくば支部 支部長 XXXXXXXXXX 様		起案部局	市民部 地域改善対策室 係	公印照合 押 印  
発信者 市長名		起案者職氏名 主任 山田 耕太		電話 2430
件名 (愛する会) 令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金の交付決定について				
このことについて、別紙 のとおり 補助額を決定し、通知 してよろしいか伺います。				
決裁権者	審 議			審 査
 部長 大久保 隆己	審 議 次長  池田 一博	審 議 課長 美野本 玲子	審 議 室長  岡田 健一	文書主任 法令 文書管理主任 主任  山田 耕太
合議又は供覧				仕上り希望 月 日 タイプ 消 打 ち 原 紙 ワード 例文登録 プロセッサ 有 () 無 例文登録 要・否 その他 書 浄番受付 浄 番 浄番照合 発 送 発 送 種 別 普通 書留 速達 小包 便送 発 送 月 日

備 考 ・ 希 望 ・ 意 見 等 記 入 欄	記載者職氏名印
<p>起案理由：つくば市補助金等交付適正化規則第7条の規定による</p> <p>別紙：令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付決定通知書 令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付申請書（団体より）</p> <p>事業成果・効果：同和問題の早期解決に寄与（行政補完）</p> <p>予算措置：当初予算計上 03-01-07-11-18-02-41 4,150千円</p> <p>根拠法令等：つくば市補助金等交付適正化規則</p>	<p>地域改善対策室 主任 山田 耕太 </p>
<p>令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付要項</p> <p>その他必要な事項：特になし</p> <p>第1ガイド：地域改善対策室共通</p> <p>第2ガイド：補助金共通</p> <p>フォルダ：市補助金申請・交付決定</p>	

様式第2号(第7条関係)

令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付決定通知書

5つくば地改第9号
令和5年(2023年)4月10日

部落解放愛する会茨城県連合会
つくば支部
支部長 [REDACTED] 様

つくば市長 五十嵐 立青

令和5年(2023年)4月10日付けで申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、通知します。

補助事業の名称	部落解放運動啓蒙啓発等推進事業
補助対象経費総額	3,150,000円
交付決定額	2,150,000円
交付条件 (1) 補助対象事業の内容の変更(補助対象経費総額の30パーセント以内の増減を除く。)をしようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。 (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 (3) 補助対象事業が予定の期間に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。 (4) 補助対象事業は、令和5年度の事業とし、3月31日までに完了しなければならない。 (5) 市長がこの補助対象事業について、報告を求め、又はつくば市職員をして、帳簿、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならない。 (6) 補助金に係る実績報告書を、補助対象事業が完了した日から起算して20日以内、若しくは3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。 (7) 市長は、次のいずれかに該当したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 ア 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。 イ 補助金を他の用途に使用したとき。 ウ 補助金交付の条件に違反したとき。 (8) 前号の場合において既に交付した補助金があるときは、それを返還しなければならない。	



様式第 1号(第6条関係)

令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付申請書

5.

令和 5 年 4 月 10 日

つくば市長 五十嵐 立青 様

団体名 部落解放愛する会茨城県連合会
つくば支部

申請者 代表者名 支部長

郵便番号

住 所

電話番号

補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

補助事業の名称	部落解放運動啓蒙啓発等推進事業
補助対象経費総額	3,150,000円
補助金交付申請額	2,150,000円
補助事業の期間(予定)	開始 令和5年 4月 20日 完了 令和6年 3月 20日
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 前年度の収支決算書

事業計画書

1 事業の名称

部落解放運動啓蒙啓発等推進事業

2 事業の目的及び効果

目的 部落の完全解放

現実社会においては、多種多様な差別が存在しており、特に同和問題にいたっては、差別発言や言動、就職差別や結婚問題など解決しなければならない数多くの事象が未だに惹起している。不当な差別や人権侵害を防ぐことを目的とした人権教育啓発推進法は、国、地方公共団体や国民の責務を明確にしています。また、部落差別解消推進法では、部落差別の存在が法律上でも明らかにされ、これからも基本的人権を尊重した教育活動や普及高揚を図る研修、広報等の活動がますます重要となっています。この事業は、教育・啓発活動を推進するため、自己啓発を行うと共に、行政関係者や教育関係者との研修会、相互理解を深めるため地域住民との懇談会を実施します。また、地域住民の経済的、文化的水準の向上のための指導、援助を行うなど差別意識解消に向けての啓蒙啓発活動を主な目的とする。

効果 基本的人権の確立と差別意識の解消。

3 事業の内容及び活動計画等

- ・ 事業期間：令和5年 4月 20日 から 令和 6年 3月 20日 まで
- ・ 活動範囲：市内全域

時期	4月	10月	3月	
事業 活 動 の 内 容	・ 県行政、教育関係者対象研修会(5月)	↔		
	・ 代議員大会、支部総会(5月)	↔		
	・ 同和地区の存在する市町村担当者研修会(6月)	↔		
	・ 中央本部総会(7月)	↔		
	・ 同和教育研修会(7月)	↔		
	・ 行政、教育関係担当者研修会 前期(10月)		↔	
	・ 行政、教育関係管理職対象研修会(11月)		↔	
	・ 中央本部主催全支部合同研集会(1月)			↔
	・ 行政、教育関係担当者研修会 後期(2月)			↔
	・ 支部懇談会(例月)	←		→
・ 県、市町村交渉(随時)	←		→	

令和5年度 収支予算書

(収 入)

単位:円

区 分	5年度 予算額①	4年度 予算額②	比較増減 (①-②)	摘 要
会 費	520,000	520,000	0	
市補助金	2,150,000	2,150,000	0	
繰越金	0	0	0	
その他	480,000	480,000	0	寄付金、支部長、会員負担金、利子
合 計	3,150,000	3,150,000	0	

(支 出)

単位:円

節 区 分	5年度 予算額①	4年度 予算額②	比較増減 (①-②)	補助金充当額	摘 要
講師謝礼	30,000	30,000	0	30,000	支部研修会
旅 費	1,660,000	1,660,000	0	1,200,000	行動費(会議、交渉) 140,000円 研修宿泊費 1,150,000円 研修旅費 370,000円
消耗品費	20,000	20,000	0		事務用品 等
研修参加費	860,000	860,000	0	820,000	参加資料代
燃料費	130,000	130,000	0		ガソリン代 118,000円 灯油代 12,000円
印刷製本費	20,000	20,000	0		コピー代 等
光熱費	60,000	60,000	0		電気代 54,000円 ガス代 6,000円
通信運搬費	80,000	80,000	0		切手代 20,000円 電話代 60,000円
負担金	240,000	240,000	0	100,000	支部県連負担金 200,000円 女性部県連負担金 40,000円
公課費	50,000	50,000	0		啓発車自動車税
合 計	3,150,000	3,150,000	0	2,150,000	

令和4年度 収支決算書

(収 入)

単位:円

区 分	予算額①	決算額②	増減(②-①)	摘 要
会 費	520,000	520,000	0	
市補助金	2,150,000	2,150,000	0	
繰越金	0	0	0	
その他	480,000	443,240	△ 36,760	寄付金、支部長負担金、会員負担金、利子
合 計	3,150,000	3,113,240	△ 36,760	

(支 出)

単位:円

節 区 分	予算額①	決算額②	増減(②-①)	補助金充当額	摘 要
講師謝礼	30,000	60,000	30,000	60,000	支部研修会
旅 費	1,660,000	1,274,160	△ 385,840	700,000	行動費(会議、交渉) 144,000円 研修宿泊費 700,000円 研修旅費 430,160円
消耗品費	20,000	20,850	850		事務用品 等
研修参加費	860,000	1,160,000	300,000	1,150,000	参加資料代
燃料費	130,000	146,000	16,000		ガソリン代 130,000円 灯油代 16,000円
印刷製本費	20,000	20,370	370		コピー代 等
光熱費	60,000	60,000	0		電気代 54,000円 ガス代 6,000円
通信運搬費	80,000	80,160	160		切手代 20,160円 電話代 60,000円
負担金	240,000	240,000	0	240,000	支部県連負担金 200,000円 女性部県連負担金 40,000円
公課費	50,000	51,700	1,700		啓発車自動車税
合 計	3,150,000	3,113,240	△ 36,760	2,150,000	



付せん貼付欄

		保存	5年	分類記号		
文書記号番号	5 つくば 地改 第 10 号	施行予定	令和 5年 4月 13日			
回付上・施行上の注意 書面決裁方式の理由：ア（第1号該当）		施行	令和 5年 4月 13日			
		決裁	令和 5年 4月 11日			
		起案	令和 5年 4月 11日			
先方の文書	令和 年 月 日	收受	令和 年 月 日			
宛先 茨城県地域人権運動連合会 つくば支部 支部長 XXXXXXXXXX 様		起案部局	市民部	公印照合	押印	
			地域改善対策室			
			係			
発信者 市長名		起案者職氏名 主任	山田 耕太			
		電話	2430			
件名 (人権連) 令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金の交付決定について						
このことについて、別紙 のとおり 補助額を決定し、通知 してよろしいか伺います。						
決裁権者	審議		審査			
 合議又は供覧			文書主任 法令			
			文書管理主任 主任 山田 耕太			
			仕上り希望 月 日			
			浄書	タイプ	消打ち 原紙	
				ワード プロセッサ	例文登録 有 () 無 例文登録 要・否	
その他						
書	浄書受付	浄書	浄書照合			
発送	発送種別 普通書留速達 小包使送		発送 月 日			

備 考 ・ 希 望 ・ 意 見 等 記 入 欄	記載者職氏名印
<p>起案理由：つくば市補助金等交付適正化規則第7条の規定による</p> <p>別紙：令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付決定通知書 令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付申請書（団体より）</p> <p>事業成果・効果：同和問題の早期解決に寄与（行政補完）</p> <p>予算措置：当初予算計上 03-01-07-11-18-02-41 4,150千円</p> <p>根拠法令等：つくば市補助金等交付適正化規則</p>	<p>地域改善対策室 主任 山田 耕太 </p>
<p>令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付要項</p> <p>その他必要な事項：先方からの要望により、令和3度から補助金交付額を一時減額 予算額：200,000円 令和3年度以降の申請額：150,000円</p> <p>第1ガイド：地域改善対策室共通</p> <p>第2ガイド：補助金共通</p> <p>フォルダ：市補助金申請・交付決定</p>	

令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付決定通知書

5 つくば地改第10号
令和5年(2023年)4月13日

茨城県地域人権運動連合会
つくば支部
支部長 [REDACTED] 様

つくば市長 五十嵐立青

令和5年(2023年)4月11日付けで申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、通知します。

補助事業の名称	人権・同和問題の学習・啓発・研修推進事業
補助対象経費総額	336,400円
交付決定額	150,000円
交付条件 (1) 補助対象事業の内容の変更（補助対象経費総額の30パーセント以内の増減を除く。）をしようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。 (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 (3) 補助対象事業が予定の期間に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。 (4) 補助対象事業は、令和5年度の事業とし、3月31日までに完了しなければならない。 (5) 市長がこの補助対象事業について、報告を求め、又はつくば市職員をして、帳簿、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならない。 (6) 補助金に係る実績報告書を、補助対象事業が完了した日から起算して20日以内、若しくは3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。 (7) 市長は、次のいずれかに該当したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 ア 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。 イ 補助金を他の用途に使用したとき。 ウ 補助金交付の条件に違反したとき。 (8) 前号の場合において既に交付した補助金があるときは、それを返還しなければならない。	



様式第1号(第6条関係)



令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付申請書

令和5年 4月 11日

つくば市長 五十嵐 立青 様

団体名 茨城県地域人権運動連合会つくば支部
 申請者 代表者名 支部長
 郵便番号
 住 所
 電話番号

補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

補助事業の名称	人権・同和問題の学習・啓発・研修推進事業
補助対象経費総額	336,400円
補助金交付申請額	150,000円
補助事業の期間(予定)	開始 令和 5年 4月 15日 完了 令和 6年 3月 20日
添 付 書 類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 前年度の収支決算書

事業計画書

1、事業の名称 人権・同和問題の学習・啓発・研修推進事業

2、事業の目的及び効果

・目的

「部落差別解消法」や「人権教育・人権啓発推進法」など国県の人権・同和問題解決の法律等の趣旨にもとづき、人権・同和問題の正しい理解を促す啓発・学習推進事業、地域社会住民の理解向上のための研修事業を行うことにより、同和問題の解決と人権が尊ばれる、住みよいまちづくりを促進する。

・効果

地域社会において人権・同和問題の解決が前進し、人権が尊ばれる、住みよいまちになることが期待できる。

3、事業の内容及び活動計画等

・活動期間: 令和5年4月15日から令和6年3月20日まで

・活動範囲: 市内全域

支 部 事 業

県 連 ・ 本 部 の 事 業

4月

5月 「インターネットをめぐる問題」学習会

6月

7月 「茨城水平運動」学習会

8月

県連主催人権と同和問題学習会(結城市)

9月 県外視察(高崎市)

10月

11月

12月 「人権啓発の課題」学習会

1月

県連主催行政教育懇談会(栃木県)

2月

3月 支部総会

* 定例 支部会議

随時 茨城県(1月)・市交渉

令和5年度 収支予算書

(収入)

(単位:円)

区 分	令和5年度 予算額①	令和4年度 予算額②	比較増減 ①-②	摘 要
会 費	176.400	218.400	-42.000	
補助金	150.000	150.000	0	市補助金
その他	10.000	10.000	0	支部長負担金・利子
合 計	336.400	378.400	-42.000	

(支出)

(単位:円)

節 区 分	令和5年度 予算額①	令和4年度 予算額②	比較増減 ①-②	補助金充当額	摘 要
講師謝礼	170.000	182.400	-12.400	120.000	学習会・視察 170.00円
旅費	18.000	18.000	0	10.000	研修旅費 12.000円 研修宿泊費 0円 行動費(会議等) 6.000円
参加負担金	10.000	10.000	0	10.000	参加資料代 10.000円
消耗品費	3.000	3.000	0	0	事務用品等 3.000円
燃料費	15.400	35.000	-19.600	0	ガソリン代 15.400円
印刷製本費	15.000	15.000	0	10.000	コピー1.000円 図書14.000円
通信運搬費	25.000	25.000	0		電話22.000円 切手 3.000円
負担金	80.000	90.000	-10.000		支部会費 機関紙誌代 80.000円
合 計	336.400	378.400	-42.000	150.000	

令和4年度 収支決算書

(収入)

(単位:円)

区 分	令和4年度 予算額①	令和4年度 決算額②	比較増減 ②-①	摘 要
会 費	218.400	218.400	0	
補助金	150.000	150.000	0	市補助金
その他	10.000	10.000	0	支部長負担金・利子
合 計	378.400	378.400	0	

(支出)

(単位:円)

節 区 分	令和4年度 予算額①	令和4年度 決算額②	比較増減 ②-①	補助金充当額	摘 要
講師謝礼	182.400	180.000	-2.400	130.000	学習会・視察 180.000円
旅費	18.000	13.000	-5.000	0	研修旅費 3.000円 研修宿泊費 0円 行動費(会議等) 10.000円
参加負担金	10.000	6.000	-4.000	6.000	参加資料代 6.000円
消耗品費	3.000	380	-2.620	0	事務用品等 380円
燃料費	35.000	14.280	-20.720	0	ガソリン代 14.280円
印刷製本費	15.000	44.000	29.000	14.000	コピー 0円 図書44.000円
通信運搬費	25.000	30.740	5.740		電話30.000円 切手 740円
負担金	90.000	90.000	0		支部会費・機関紙誌代 90.000円
合 計	378.400	378.400	0	150.000	



付せん貼付欄

		保存	5年	分類記号																							
文書記号番号	5 つくば 地改 第 11 号	施行予定	令和 5年 4月 17日																								
回付上・施行上の注意 審面決裁方式の理由：ア（第1号該当）		施行	令和 5年 4月 14日																								
		決裁	令和 5年 4月 11日																								
		起案	令和 5年 4月 11日																								
先方の文書	令和 年 月 日	收受	令和 年 月 日																								
宛先 ・ 全日本同和会茨城県連合会 谷田部支部 支部長 XXXXXXXXXX 様		起案部局	市民部	公印照合	押 印																						
		地域改善対策室 係																									
発信者 市長名		起案者職氏名 主任 山田 耕太																									
		電話	2430																								
件名 (全日本谷田部) 令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金の交付決定について																											
このことについて、別紙 のとおり 補助額を決定し、通知 してよろしいか伺います。																											
決裁権者	審 議		審 査																								
 次長 池田 浩	審 議 課長 美野本 玲子	 審 議 岡田 健一	文書主任 法令 文書管理主任 主任  山田 耕太																								
	合議又は供覧		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">浄</td> <td>仕上り希望</td> <td colspan="2">月 日</td> </tr> <tr> <td>タイプ</td> <td>消 打 ち</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">書</td> <td>ワード プロセッサ</td> <td>例文登録 有 () 無</td> <td>例文登録 要・否</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浄審受付</td> <td>浄 審</td> <td>浄審照合</td> </tr> <tr> <td>発 送</td> <td colspan="2">発送種別 普通 書留 速達 小包 使送</td> <td>発 送 月 日</td> </tr> </table>				浄	仕上り希望	月 日		タイプ	消 打 ち		書	ワード プロセッサ	例文登録 有 () 無	例文登録 要・否	その他				浄審受付	浄 審	浄審照合	発 送	発送種別 普通 書留 速達 小包 使送	
浄	仕上り希望	月 日																									
	タイプ	消 打 ち																									
書	ワード プロセッサ	例文登録 有 () 無	例文登録 要・否																								
	その他																										
	浄審受付	浄 審	浄審照合																								
発 送	発送種別 普通 書留 速達 小包 使送		発 送 月 日																								

備 考 ・ 希 望 ・ 意 見 等 記 入 欄	記載者職氏名印
<p>起案理由：つくば市補助金等交付適正化規則第7条の規定による</p> <p>別紙：令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付決定通知書 令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付申請書（団体より）</p> <p>事業成果・効果：同和問題の早期解決に寄与（行政補完）</p> <p>予算措置：当初予算計上 03-01-07-11-18-02-41 4,150千円</p> <p>根拠法令等：つくば市補助金等交付適正化規則</p>	<p>地域改善対策室 主任 山田 耕太 </p>
<p>令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付要項</p> <p>その他必要な事項：特になし</p> <p>第1ガイド：地域改善対策室共通</p> <p>第2ガイド：補助金共通</p> <p>フォルダ：市補助金申請・交付決定</p>	

令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付決定通知書

5 つくば地改第11号
令和5年(2023年)4月14日

全日本同和会茨城県連合会
谷田部支部
支部長 [REDACTED] 様

つくば市長 五十嵐立青

令和5年(2023年)4月11日付けで申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、通知します。

補助事業の名称	部落差別解決啓蒙啓発推進事業
補助対象経費総額	1,485,000円
交付決定額	900,000円
交付条件 (1) 補助対象事業の内容の変更（補助対象経費総額の30パーセント以内の増減を除く。）をしようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。 (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 (3) 補助対象事業が予定の期間に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。 (4) 補助対象事業は、令和5年度の事業とし、3月31日までに完了しなければならない。 (5) 市長がこの補助対象事業について、報告を求め、又はつくば市職員をして、帳簿、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならない。 (6) 補助金に係る実績報告書を、補助対象事業が完了した日から起算して20日以内、若しくは3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。 (7) 市長は、次のいずれかに該当したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 ア 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。 イ 補助金を他の用途に使用したとき。 ウ 補助金交付の条件に違反したとき。 (8) 前号の場合において既に交付した補助金があるときは、それを返還しなければならない。	



令和5年度つくば市民間運動団体活動補助金交付申請書

令和 5年 4月 11日

つくば市長 五十嵐 立青 様

団体名 全日本同和会茨城県連合会
谷田部支部

申請者 代表者氏名 支部長
郵便番号
住 所
電話番号

補助金の受付を受けたいので、次のとおり申請します。

補助事業の名称	部落差別解決啓蒙啓発推進事業
補助対象経費総額	1,485,000円
補助金交付申請額	900,000円
補助事業の期間(予定)	開始 令和5年 4月 25日 完了 令和6年 3月 25日
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 前年度の収支決算書

事業計画書

1 事業の名称

部落差別解決啓蒙啓発推進事業

2 事業の目的及び効果

部落差別は解消されつつあるものの、心理的差別は今なお根強く存在しています。この差別解消を目指して社会に啓蒙啓発活動を展開すると共に自らも啓発するよう社会情勢等の学習会の開催や行政教育関係者との相互理解を図る研修会への参加を通じて社会への啓蒙啓発活動を展開しています。同和問題は国民的課題であり、国民の同和問題に対する正しい理解を得て、部落の完全解決と基本的人権の確立をもって差別のない明るい社会を創る。

3 事業の内容及び活動計画書

- ・事業期間：令和5年4月25日から令和6年3月25日まで
- ・活動範囲：市内の一部地域（谷田部地区）

事業 活 動 の 内 容	令和5年4月	茨城県連合会定例理事会（茨城県連合会事務所）
	令和5年5月	茨城県連合会谷田部支部総会（谷田部支部事務所）
	令和5年5月	全日本同和会全国合同研修会（銀座プロッサム）
	令和5年6月	茨城県連合会執行部会議（茨城県連合会事務所）
	令和5年6月	全日本同和会全国支部長級会議（東京砂防会館）
	令和5年7月	茨城県連合会定例理事会（茨城県連合会事務所）
	令和5年7月	全国青年部研修大会（大阪ドーンセンター）
	令和5年8月	茨城県連合会支部長会議（茨城県連合会事務所）
	令和5年8月	茨城県連合会研修大会（結城市民センター）
	令和5年9月	茨城県連合会正副委員長会議（茨城連合会事務所）
	令和5年9月	関東東北連合会会議（埼玉県連合会事務）
	令和5年10月	全国女性部研修大会（メルバルク京都）
	令和5年10月	茨城県連合会定例理事会（茨城県連合会事務所）
	令和5年11月	茨城県連合会正副委員長会議（茨城県連合会事務所）
	令和5年12月	関東東北連合会連絡協議会（東京都連合会事務所）
	令和5年12月	茨城県連合会定例理事会（茨城県連合会事務所）
	令和6年1月	全国支部長級合同会議（同和会本部会議室）
	令和6年1月	茨城県連合会定例理事会（茨城県連合会事務所）
	令和6年2月	全国合同研修会（東京星陵会館）
	令和6年2月	茨城県連合会執行部会議（茨城県連合会事務所）
令和6年3月	全国正副委員長会議（東京砂防会館）	
令和6年3月	茨城県連合会定例理事会（茨城県連合会事務所）	

令和 5 年度 収 支 予 算 書

(収 入)

単位：円

区 分	令和5年度 予算額①	令和4年度 予算額②	比較増減 (①-②)	摘 要
会 費	450,000	450,000	0	(※単価×期間・回数×人数等積算根拠を記入) [REDACTED]
市補助金	900,000	900,000	0	
繰越金	0	0	0	
その他	135,000	135,000	0	支部長負担金、利息
合 計	1,485,000	1,485,000	0	

(支 出)

単位：円

節 区 分	令和5年度 予算額①	令和4年度 予算額②	(①-②)	補助金充当額	摘 要
旅費	600,000	600,000	0	440,000	各研修費会旅費代
研修会負担金	460,000	460,000	0	460,000	各研修費会参加費、負担金
燃料費	120,000	120,000	0		ガソリン代、灯油代
印刷製本費	15,000	15,000	0		コピー代、その他
光熱費	50,000	50,000	0		電気代、ガス代
消耗品	10,000	10,000	0		事務用品、消耗品
負担金	150,000	150,000	0		県連への負担金
通信費	80,000	80,000	0		切手、電話、その他
合 計	1,485,000	1,485,000	0	900,000	

令和 4 年度 収 支 決 算 書

(収 入)

単位：円

区 分	予算額①	決算額②	増減(②-①)	摘 要
会 費	450,000	450,000	0	
市補助金	900,000	900,000	0	
繰越金	0	0	0	
その他	135,000	183,360	48,360	支部長負担金、利息
合 計	1,485,000	1,533,360	48,360	

(支 出)

単位：円

節 区 分	予算額①	決算額②	増減(②-①)	補助金充当額	摘 要
旅費	600,000	631,560	31,560	500,000	各研修会旅費代
研修会負担金	460,000	480,000	20,000	400,000	各研修会参加費負担金
燃料費	120,000	114,800	-5,200		ガソリン代/灯油代
印刷製本費	15,000	17,000	2,000		コピー代/その他
光熱費	50,000	52,000	2,000		電気代/ガス代
消耗品	10,000	10,000	0		事務用品消耗品
負担金	150,000	150,000	0		県連への負担金
通信費	80,000	78,000	-2,000		切手/電話/その他
合 計	1,485,000	1,533,360	48,360	900,000	